

社会保険労務士法の一部を改正する法律

(平成一七年六月一七日法律第六二号)

一、提案理由(平成一七年四月五日・参議院厚生労働委員会)

国務大臣(尾辻秀久君) ただいま議題となりました社会保険労務士法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

企業経営をめぐる環境変化の中で、就業形態の多様化や人事労務管理の個別化が進展していることなどを背景として、個別労働関係紛争が増加しており、このような紛争について簡易かつ迅速な解決を促進することが重要な課題となっております。

こうした状況に対応し、政府といたしましては、社会保険労務士の人事労務管理に係る専門性を活用し、個別労働関係紛争に関する裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、本法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、社会保険労務士の行う紛争解決手続代理業務の拡大であります。

現在、社会保険労務士は、その業務として、個別労働関係紛争に関して都道府県労働局が行うあっせんの代理を行うことができることとしているところ、これに加えて、男女雇用機会均等法に基づく調停の手続、個別労働関係紛争に関して都道府県労働委員会が行うあっせんの手続及び個別労働関係紛争に関して厚生労働大臣が指定する団体が行う民間紛争解決手続について、それぞれ代理することができることとしております。

第二に、紛争解決手続代理業務に係る研修を修了した者に対して試験を実施し、この試験に合格し、かつ、その旨の付記を受けた社会保険労務士に限り、紛争解決手続代理業務を行うことができることとしております。

第三に、社会保険労務士の労働争議への介入を禁止する規定を削除することとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成一七年四月八日)

岸宏一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、裁判外紛争解決手続を利用しやすくするため、個別労働関係紛争について社会保険労務士が行う代理業務の範囲を拡大する等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、代理業務を行うに必要な研修・試験の在り方、労働争議不介入規定を削除する理由とその影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一七年四月七日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、個別労働関係紛争の件数が急激に増加している現状にかんがみ、紛争をもたらしている諸要因の解消を図るべく、あらゆる政策努力を尽くすこと。
- 二、個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続を行うものを指定するに当たっては、適切な審査を行うとともに、指定後も公正かつ適正な業務が行われるよう配慮すること。
- 三、特定社会保険労務士が人事労務管理に係る専門的知見・能力を活用しつつ、個別労働関係紛争における代理人として紛争解決手続を担うことができるよう、紛争解決手続代理業務に係る研修及び試験については、必要な知識、実務能力、職業倫理が担保されるものとする。
- 四、特定社会保険労務士の業務内容及び代理可能な範囲については、広報等その周知徹底に努め、国民に誤解を与えたり、混乱、不利益をもたらすことのないよう万全を期すこと。
- 五、労働争議への介入を禁止する規定の削除が、正常な労使関係を損なうことがないよう、社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会を通じて指導すること。
- 六、社会保険労務士の業務範囲の拡大に伴い、全国社会保険労務士会連合会において、綱紀委員会や苦情処理相談窓口の設置など、国民からの信頼に十分応え得る体制整備を図られるよう指導すること。

右決議する。

三、衆議院厚生労働委員長報告（平成一七年六月一日）

鴨下一郎君 ただいま議題となりました四法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、社会保険労務士法の一部を改正する法律案外二法案について申し上げます。

まず、社会保険労務士法の一部を改正する法律案は、裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、社会保険労務士の行う紛争解決手続代理業務を拡大することとし、当該業務は、紛争解決手続代理業務試験に合格した特定社会保険労務士に限り行うことができることとするものであります。

……………（略）……………

三法案は、参議院先議に係るもので、六月二日本委員会に付託となり、七日尾辻厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、八日に質疑を行った後、採決の結果、三法案は

いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、社会保険労務士法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一七年六月八日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 個別労働関係紛争の件数が急激に増加している現状にかんがみ、紛争をもたらしている諸要因の解消を図るべく、あらゆる政策努力を尽くすこと。
- 二 個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体を指定するに当たっては、当該団体の状況につき適切な審査を行うとともに、指定後も公正かつ適正な業務が行われているか、把握すること。
- 三 社会保険労務士による裁判外紛争解決手続の代理業務等の運用に当たっては、利用者の利益や利便性を第一に考え、関係諸機関の連携協力体制の整備のため万全を期すこと。
- 四 特定社会保険労務士が人事労務管理に係る専門的知見・能力を活用しつつ、個別労働関係紛争における代理人として紛争解決手続を担うことができるよう、紛争解決手続代理業務に係る研修及び試験については、必要な知識、実務能力、職業倫理が担保されるようその内容の適正性維持と一層の充実のため万全を期すこと。
- 五 紛争解決手続代理業務試験委員には、紛争解決手続代理業務に関して学識経験を有する者を必ず含めるよう、指導すること。
- 六 特定社会保険労務士の業務内容及び代理可能な範囲については、広報等その周知徹底に努め、国民に誤解を与えたり、混乱、不利益をもたらすことのないよう万全を期すこと。
- 七 労働争議への介入を禁止する規定の削除が、正常な労使関係を損なうことがないよう、社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会を通じて指導すること。
- 八 労働争議への介入を禁止する規定の削除に伴い社会保険労務士の業務が変更される範囲について、国民が正しく理解できるよう、広報等その周知を徹底すること。
- 九 社会保険労務士の業務範囲の拡大に伴い、全国社会保険労務士会連合会において、網起委員会や苦情処理相談窓口の設置など、国民からの信頼に十分応え得る体制整備が図られるよう指導すること。